

【事案 1 の概要】

1. 被処分者：教員（60代男性）
2. 処分年月日：令和7年3月27日
3. 処分の種類及び程度：減給

4. 事案の概要

当該教員は、2名の職員に対し、力量を必要以上に貶める言動や年齢・容貌に関する不適切な言動等を繰り返し行いました。

一連の不適切な言動等は、本学の就業規則に規定するハラスメントと認められる行為があった場合に該当することから、懲戒処分としたものです。

なお、当該教員はすでに退職しています。